

重要事項説明書

株式会社りかちや
訪問看護りんかふる

1. 事業の目的

株式会社かちやが開設する訪問看護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

（1）事業所の看護師は、利用者の介護又は介護予防を目的として、その者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

（2）訪問看護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。

（3）訪問看護等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとします。

3. 事業者の概要

事業者名所	株式会社りかちや
代表者名	代表取締役 内海 里香
本社所在地	札幌市清田区清田6条2丁目23-27
電話番号	011-827-8881
設立年月日	令和6年10月15日

4. 事業所の概要

事業所名	訪問看護りんかふる
所在地	札幌市豊平区豊平3条2丁目1-40 豊平アシュウ501号室
事業所指定番号	0160592200
管理者・連絡先	松田 知里 011-826-3399
通常の実施地域	札幌市 その他の地域は相談に応じます

5. 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管 理 者	1 名
訪 問 看 護 師	3 名（常勤 1 名、常勤兼務 1 名、非常勤 1 名）
准看護師	1 名（常勤 名、非常勤 1 名）
理 学 療 法 士	名（常勤 名、非常勤 名）
作 業 療 法 士	名（常勤 名、非常勤 名）
言 語 聴 覚 士	名（常勤 名、非常勤 名）
事 務 担 当 職 員	名（常勤 名、非常勤 名）

6. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（土日祝日及び 12 月 29～1 月 3 日除く。なお、営業日以外のサービス提供は相談に応じます。）
営 業 時 間	9：00～18：00（営業時間以外のサービス提供は相談に応じます。）

※オンコール対応に至っては上記日時は制限しません。

7. サービス内容及び利用者負担

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

(1) 介護保険及び医療保険の法定利用料に基づく金額（又は法定利用料を勘案し当事業者が設定した金額）の料金負担となります。

(2) サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合には、全額自己負担となります。

(3) お支払い方法は、口座自動引き落としを原則としています。翌月 26 日に口座から引き落としされます（休日祝日の場合は変動あり）。状況によっては現金集金となります。

(4) 利用用の滞納は、契約書第 4 条 2 項 3 項 4 項による取り扱いを行うものとする。

8. キャンセル

利用者のご都合でサービスを中止にする場合には、原則利用当日の2時間前までに事業所にご連絡下さい。ご連絡がない場合はキャンセル料をいただきます（料金別表）。但し、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合等は状況を勘案し判断します。

9. サービスの終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合は、1週間以上前までにお申出ください。

(2) 事業者は、利用者の著しい不信行為によるサービス提供の継続が困難になった場合には、その理由を記載した文章によりサービスを終了させていただきます。

(3) 契約書第7条による取り扱いを行うものとする。

10. 損害賠償の加入について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことがおきた場合は、契約書第9条に基づき、金銭等により賠償をいたします。

加入保険会社	東京海上日動
保険の内容	訪問看護事業者賠償責任保険
賠償の事項	普通保険約款、特別約款、特約条項

11. 苦情対応、相談窓口

サービスに対する相談や苦情については、下記窓口で対応いたします。

(1) 当事業所のお客さま相談・苦情受付窓口

電話番号	011-826-3399
FAX番号	011-826-3699
担当者	松田 知里
対応時間	平日9:00~18:00

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申立等ができます。

市町村介護保険相談窓口	所在地	札幌市中央区北1条西2丁目
	電話番号	011-211-2547
	対応時間	9:00~17:00
北海道国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目
	電話番号	011-231-5161
	対応時間	9:00~17:00

12. 事故発生時の対応

(1) 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、主治医及び利用者に係る介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償手続きを速やかに行います。

(3) 事故が発生した際にはその原因を解明し、職員全員で情報を共有し再発を防ぎます。

13. 緊急時の対応方法

(1) 看護師等は、訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

(2) 看護師等は、前項の処置をした場合は、速やかに予め指定する連絡先に連絡します。

主治医	氏名	
	所属医療機関	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	① ②
	住所	
	電話番号	① ②

14. 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

虐待防止に関する責任者：松田 知里

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者及びその代理人に対し本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

説明年月日	年 月 日
名称	株式会社りかちや 訪問看護りんかふる 印
説明者	松田 知里 印

本書面をもって、重要事項の説明を受けました。

○利用者

住所	
氏名	印

○利用者代理人

住所	
氏名	続柄 印

＊料金表＊

【介護保険】 ＊1 単位：10.21 円（小数点以下は四捨五入）

基本料金		単位数		○夜間（18：00～22：00）又は早朝（6：00～8：00）に訪問した場合 25%増 ○深夜（22～6：00）に訪問した場合 50%増	
		要介護	要支援		
20 分未満		314	303		
30 分未満		471	451		
30 分以上 60 分未満		823	794		
60 分以上 90 分未満		1128	1090		
1 回につき 20 分 （理学・作業・言語）		294	284		
加算		単位数		減算	単位
		/月	/回		
初回加算(Ⅰ)退院当日		350		業務計画未実施減算	-1/100
(Ⅱ)翌日以降		300		高齢者虐待防止措置未実施減算	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		600			
(Ⅱ)		574		○理学療法士等による訪問	
特別管理加算(Ⅰ)		500		1 人に対し週 6 回までの訪問が可能	
(Ⅱ)		250		1 日に 3 回以上訪問した場合	10%減
複数名訪問 加算(Ⅰ)	30 分未満		254	利用者が要支援の場合	50%減
	30 分以上		402	前年度の理学療法士等の訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている	-8
複数名訪問 加算(Ⅱ)	30 分未満		201	介護予防訪問看護で、12 ヶ月を超えて実施する場合、介護予防看護費の減算を算定している場合	-15
	30 分以上		317		
長時間訪問看護加算			300		
退院時共同指導加算			600		
ターミナルケア加算			2500		
専門管理加算		250			
看護・介護職員連携強化加算		250			
口腔連携強化加算			50		
サービス提供体制強化加算Ⅰ			6		
サービス提供体制強化加算Ⅱ			3		

【医療保険】 *単位：円

基本療養費Ⅰ（1日につき）		週3日迄		週4日目以降		
看護師等		5550		6550		
准看護師		5050		6050		
理学療法士等		5550				
専門の研修を受けた看護師（Ⅰ・Ⅱ）		1258/月				
基本療養費Ⅱ（1日につき）		週3日迄		週4日目以降		
同一建物2人	看護師等	5550		6550		
	准看護師	5050		6050		
	理学療法士等	5550				
同一建物 3人以上	看護師等	2780		3280		
	准看護師	2530		3030		
	理学療法士等	2780				
基本療養費Ⅲ		入院中の一時外泊 8500/回				
管理療養費		月1回目	月2回目以降			
		7670	訪問看護管理療養費1		3000	
			訪問看護管理療養費2		2500	
機能強化型訪問看護管理療養費1		13230	上記に準じ			
機能強化型訪問看護管理療養費2		10030				
機能強化型訪問看護管理療養費3		8700				
加算						
24時間対応体制加算	負担軽減	6800	難病等複数回 訪問加算	1日2回	4500	
	上記以外	6520		1日3回以上	8000	
特別管理加算	重症度高い利用者	5000	複数名	看護師等	1回/週	4500
	上記以外	2500		准看護師		3800
退院支援指導加算	通算90分以上	8400	訪問看護 加算	看護補助者	1回/日	3000
	上記以外	6000		看護補助者	2回/日	6000
専門管理加算	専門看護師の管理	2500	乳幼児加算 (6歳未満)	看護補助者	3回/日	10000
	特定看護師の管理	2500		厚生労働省が定める者	1800	
特別管理指導加算		2000		上記以外	1300	
退院時共同指導加算		8000	緊急訪問看護加算	月14日目まで	2650	
在宅患者連携指導加算		3000		月15日目以降	2000	
在宅患者緊急時カンファレンス加算(月2回まで)		2000	長時間訪問看護加算		5200	
訪問看護医療DX情報活用加算		50	夜間早朝訪問看護加算		2100	
訪問看護ターミナルケア療養費1：25000/2：10000			深夜訪問看護加算		4200	
訪問看護情報提供療養費1・2・3		1500				

【その他の利用料】 * 税込表示

項目	内 訳	料 金
交通費	通常の実施地域以外。訪問 1 回につき事業の実施地域を超えた地点から距離に応じて定める。	片道 10km 未満 550 円 片道 10km 以上 1100 円
	実施地域内の医療保険、保険外サービスの方	550 円/回
超過料金	保険適応でない平日 90 分を超えた場合、30 分毎	1100 円
休日料金	営業日以外に訪問した場合（1 時間毎）	2200 円
キャンセル料	訪問の 2 時間前までにご連絡がない場合	1100 円
	訪問日不在だった場合	3300 円
永眠時の処置	訪問看護サービス利用しご家族が希望された場合（物品は自費）	16500 円
衛生材料費	ガーゼ等	実費相当額
保険外サービス	介護保険料や基本療養費・管理療養費・加算等は全て 10 割負担となります。	

【精神科医療保険】 *単位：円

精神科基本療養費Ⅰ（1日につき）			週3日迄		週4日目以降		
看護師等	30分未満		4250		5100		
	30分以上		5550		6550		
准看護師	30分未満		3870		4720		
	30分以上		5050		6050		
精神科基本療養費Ⅲ（1日につき）			週3日迄		週4日目以降		
同一建物2人	看護師等	30分未満	4250		5100		
		30分以上	5550		6550		
	准看護師	30分未満	3870		4720		
		30分以上	5050		6050		
同一建物3人以上	看護師等	30分未満	2130		2550		
		30分以上	2780		3280		
	准看護師	30分未満	1940		2360		
		30分以上	2530		3030		
精神科基本療養費Ⅳ			入院中の一時外泊 8500/回				
管理療養費			月1回目	月2回目以降			
			7670	訪問看護管理療養費1		3000	
				訪問看護管理療養費2		2500	
機能強化型訪問看護管理療養費1			13230	上記に準じ			
機能強化型訪問看護管理療養費2			10030				
機能強化型訪問看護管理療養費3			8700				
加算							
24時間対応体制加算	負担軽減	6800	精神科複数回	1日2回		4500	
	上記以外	6520	訪問加算	1日3回以上		8000	
特別管理加算	重症度高い利用者	5000	複数名 精神科	看護師等	1回/日		4500
	上記以外	2500			2回/日		9000
退院支援指導加算	通算90分以上	8400	訪問看護 加算	准看護師	3回/日		14500
	上記以外	6000			1回/日		6000
専門管理加算	専門看護師の管理	2500			2回/日		10000
	特定看護師の管理	2500			3回/日		1800
特別管理指導加算		2000	精神保健福祉士等			1300	
退院時共同指導加算		8000	精神科緊急訪問	月14日目まで		2650	
在宅患者連携指導加算		3000	看護加算	月15日目以降		2000	
在宅患者緊急時カンファレンス加算(月2回まで)		2000	長時間訪問看護加算			5200	
精神科重症患者支援 管理連携加算	精神在宅支援管理料2イ	8400	夜間早朝訪問看護加算			2100	
	精神在宅支援管理料2ロ	5800	深夜訪問看護加算			4200	

訪問看護医療 DX 情報活用加算	50		
訪問看護ターミナルケア療養費 1 : 25000 / 2 : 10000			
訪問看護情報提供療養費 1・2・3	1500		